

放課後児童保育室保育料について

保育料の決定について

- ◆ 保育料は、該当年度の市区町村民税所得割額（保護者合計額）により決定します（「新座市放課後児童保育室保育料基準表」に基づきます。）。

保育料納付月	算定根拠となる市区町村民税の年度
該当年度4月～8月分の保育料	前年度分の市区町村民税所得割額
該当年度9月～3月分の保育料	該当年度分の市区町村民税所得割額

- ◆ 所得割額については、自治体で発行している次の書類等で御確認いただけます。**（下記参照）**
 - ・特別徴収税額決定通知書（毎年5月頃発送）
 - ・納税通知書（毎年6月頃発送）
 - ・課税証明書
- ◆ 税額控除のうち調整控除のみ反映され、**「住宅ローン控除」、「寄付金控除（ふるさと納税等）」、「外国税額控除」、「配当控除」がある方は、その額を所得割額に加算した額で保育料を算定しますので、ご注意ください。**
- ◆ 保育料は、登室していなくても、退室していなければ発生します。
月の途中で退室した場合は、退室日までの日割り計算した額となります。登室した日数に関わらず登録のある日数分の保育料がかかりますので、退室するときは、退室日当日までに届出をしてください（退室日を遡ることはできません。）。
- ◆ 祖父母が同居しており、父母が非課税世帯の場合、祖父母の市区町村民税所得割額で保育料を算定する場合があります。父母が別居していても離婚が成立していない場合や、離婚が成立していても同居している場合は、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。
- ◆ 未申告等により該当年度の市区町村民税所得割額が確認できない場合、最高階層の保育料となります。

給与と所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の見本 保育料算定根拠年度に注意

○年度 給与と所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

※ 本通知書の特別徴収税額も本表のとおり決定（決定）したので、給与振込額に赤字で振り込まれる（振り込まれる）の欄に記入してください。また、この通知書は労働者本人が受給する場合は、この通知書を受給する自治体（市区町村）に提出し、労働者本人が、労働者本人が受給することになります。この通知書は労働者本人が受給する場合は、労働者本人が受給する自治体（市区町村）に提出し、労働者本人が受給することになります。労働者本人が受給する場合は、労働者本人が受給する自治体（市区町村）に提出し、労働者本人が受給することになります。

6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付
変更	変更	変更	変更	変更	変更	変更	変更	変更	変更	変更	変更

組合せ先 〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号 新座市役所 課税課 TEL 048-477-1111(代表)

拡大したものの

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分 総所得金額①	課税標準 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	市民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引納付額⑧-⑩-⑨-⑪ 変更前税額⑫ 増減額⑧-⑫ 変更月
所得控除	医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②	加算する 「住宅ローン控除」、「寄付金控除（ふるさと納税等）」、「外国税額控除」、「配当控除」がある方は、この摘要欄に金額が記載されています。	額

市民税・県民税 税額決定・納税通知書の見本（主に自営業の方）

○年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書

保育料算定根拠年度に注意

記載のとおり、市民税・県民税の税額を決定しましたので地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

通知書番号
宛先住所(納税者住所)と番地・個人番号



単位：円

普通徴収で徴収する額について、下記の各欄ごとの納付税額をそれぞれの納期までに納めてください。

年税額							
給与所得徴収税額							
年金所得徴収税額							
普通徴収税額							
充当額							
納付税額							

○この納税通知書について不明な点がある場合は、下記へお問い合わせください。
 ○課税(税額が算出されるまで)について
 課税課 電話 049-423-9200
 〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号 新座市役所
 ○納付方法について
 納税課(徴収係) 電話 049-424-9602
 ○納税相談について
 納税課(相談係) 電話 049-477-1852

課税標準額							

年度分の市民税・県民税 課税の基礎 その2

課税標準額							

区分	市民税分(円)	県民税分(円)
算出税額		
税額控除等		
所得割額		
均等割額		

年税額(円)	
給与所得徴収税額(円)	
年金特別徴収税額(円)	
普通徴収税額(円)	
控除不足額(円)	

拡大したもの

区分	市民税分(円)	県民税分(円)
算出税額		
税額控除等		
所得割額		
均等割額		

税額控除等の枠内の調整控除を除く金額と所得割額を加算する

保育料決定通知の発送時期について

- ・ 4月に入室される方
 - ◆ 4～8月分を4月20日頃、9～3月分を9月20日頃に送付します。
- ・ 5月から8月に入室される方
 - ◆ 入室月～8月分を入室月20日頃に送付します。9～3月分を9月20日頃に送付します。
- ・ 9月から3月に入室される方
 - ◆ 入室月～3月分を入室月20日頃に送付します。

保育料の変更について

- ◆ 毎月1日時点の世帯状況により保育料を決定します。世帯構成に変更があった場合は、届出書の提出をお願いします。変更日の翌月(1日が変更日の場合は当月)から保育料が変更となります(住民税所得割額の金額によっては、変更がない場合もあります。)

保育料の納入方法について

- ◆ 原則、口座振替での納入をお願いしております。
 口座引落日は、毎月月末(月末が土・日・祝日の場合、翌営業日)となります。毎月の納入手続き及び収納事務の効率化に御協力ください。